○外務省告示第百十八号

平成二十四年三月九日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十四年三月二十八日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったサイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十年一月十七日付けの口上書により平成二十四年三月十七日まで延長された。）がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、更に平成二十六年八月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十四年四月四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百十九号

平成二十四年三月十六日にキトで、エクアドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　大使　渡邉尚人在エクアドル臨時代理

エクアドル側　パブロ・ビジャゴメス・レイネル外務貿易統合大臣代理

平成二十四年四月四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百二十号

平成二十四年三月二十日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　大使　庄司隆一在ナイジェリア国際連合児童基金側　スオミ・サカイ在ナイジェリア事務所代表

平成二十四年四月四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百二十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年三月十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年四月四日

外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年3月19日	2009年7月8日	TH9537241

○厚生労働省告示第三百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十九条の十四第二項の規定により、法第六十九条の十一第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験問題作成機関（以下「登録試験問題作成機関」という。）である財団法人社会福祉振興・試験センターについて、名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、法第六十九条の十四第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更後の登録試験問題作成機関	変更前の登録試験問題作成機関	変更しようとする年月日
公益財団法人社会福祉振興・試験センター	財団法人社会福祉振興・試験センター	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十四条の規定に基づき認定を受け、登記が完了した日

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁長畑字菅生一の二から一の四まで、一の八（次の図に示す部分に限る。）、一の九から一の一二まで、一の一四、一の一五（次の図に示す部分に限る。）、九八の五、九八の一二、一〇二の一・一〇二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二の三、一〇二の四、一〇二の五（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の六、一〇二の七（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の八から一〇二の一まで、一〇二の一三、一〇二の一五、一〇二の一八、一〇二の二〇から一〇二の三三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二の二四、一〇二の二六・一〇二の二七・一〇二の二九・一〇二の三〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二の三一、一〇二の三四から一〇二の三六まで、一〇二の三七・一〇二の三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二の三九から一〇二の四一まで、一〇二の四二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅生一の二・一の四・一の八から一の一二まで・一の一五・一〇二の一・一〇二の七・一〇二の二二・一〇二の二三・一〇二の二六・一〇二の二七・一〇二の二九・一〇二の三〇・一〇二の三六（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県山本郡藤里町藤琴字岩下一の一、能代市二ツ井町切石字大倉二二五の一から二二五の三まで、字館腰一二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩下一の一・字大倉二二五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに能代市役所及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市南外南楢岡字中川一四六の一、一四六の二、一五〇の一から一五〇の三まで、字西ノ又一三五、一三七、四八六の一、四八六の六、南外字逆川一三七、横手市山内黒沢字堂の上四六の三・七八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八の二、七九の三から七九の五まで、八〇の二（次の図に示す部分に限る。）、八〇の八、八〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）、字荒沢口一六三の一、一六三の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養